

奈良市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにし、並びに犯罪被害者等の支援のための基本施策を定めるとともに、その施策を総合的に推進することにより、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪行為（日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。）及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等による被害（死亡又は重傷病（負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）であって、その治療に要する期間が1月以上であると医師又は歯科医師により診断されたものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を受けた者及びその家族又は遺族で、市内に居住するものをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、奈良県その他の行政機関、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講じられること。
- (3) 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立って適切かつきめ細やかで途切れることなく講じられること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、第3条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努め

なければならない。

（相談及び情報の提供等）

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（居住の安定）

第7条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講じるものとする。

（広報及び啓発）

第8条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を深めるための広報及び啓発に努めるものとする。

（民間支援団体への支援）

第9条 市は、民間支援団体に対し、犯罪被害者等への支援を円滑に実施することができるよう必要な支援を行うものとする。

（見舞金の支給）

第10条 市は、犯罪被害者等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の見舞金を一時金として支給する。

（1）遺族見舞金 300,000 円

（2）傷害見舞金 100,000 円

（遺族の範囲及び順位）

第11条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪等による被害（死亡に限る。）を受けた者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていた者に限る。以下この条において「犯罪死亡者」という。）の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）犯罪死亡者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

（2）犯罪死亡者の収入によって生計を維持していた犯罪死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

（3）前号に該当しない犯罪死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪死亡者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪死亡者の死亡の当時犯罪死亡者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号の子と、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 遺族見舞金の支給を受けることができる同順位の遺族が2人以上あるときは、それらの者のうち1人を当該遺族見舞金の受領についての代表者とし、その者に支給するものとする。

(傷害見舞金の支給対象)

第 12 条 傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪等による被害（重傷病に限る。）を受けた者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 犯罪等を受けた時から引き続き、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市長が特別の理由があると認める者

(見舞金の支給の制限)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、遺族見舞金及び傷害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者等と加害者との間に親族関係があるとき。
- (2) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他当該犯罪等による被害につき、犯罪被害者等にもその責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(見舞金の支給申請の制限)

第 14 条 見舞金の支給申請は、犯罪等による被害の発生を知った日から 2 年を経過したとき又は犯罪等による被害が発生した日から 7 年を経過したときは、これをすることができない。

(見舞金の返還)

第 15 条 市長は、見舞金の支給を受けた者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けたとき又は見舞金の支給後に、第 13 条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金の支給を受けた者に対し、当該見舞金の返還を命じるものとする。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 第 10 条から第 15 条までの規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。